

2026年9月11日

各 位

会 社 名 ソニーフィナンシャルグループ株式会社
代 表 者 名 代表執行役 社長 CEO 遠藤 俊英
(コード番号 8729 東証 プライム市場)
問 い 合 わ せ 先 執行役員 財務部担当 佐井 拓実
(TEL : 03-5290-6500(代表))

不正事案の未然防止・早期発見に向けたソニー生命の取組進捗について (2026年8月末時点)

当社の連結子会社であるソニー生命保険株式会社（代表取締役社長：坪田 博行、本社：東京都千代田区）が、本日、不正事案の未然防止・早期発見に向けた同社の取組進捗に関する重要なお知らせを同社ウェブサイトに掲載しましたので、別添のとおりお知らせします。

なお、連結業績への影響については、現時点では未定です。今後の調査結果を踏まえ、開示すべき事項が発生した場合には、速やかに公表します。

以 上

不正事案の未然防止・早期発見に向けた弊社の取組進捗について（2026 年 8 月末時点）

ソニー生命保険株式会社（以下、「弊社」）の営業社員（元営業社員を含む）ならびに専属代理店（プレミア・エージェンシー、以下、「専属代理店」）による金銭に係る不適切な行為により、ご迷惑をおかけしたお客さまをはじめ、日頃より弊社にご信頼をお寄せいただいておりますお客さまおよび関係者の皆さまには、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

弊社では、2026 年 4 月 24 日¹および 5 月 28 日²に公表したとおり、弊社営業社員および弊社専属代理店が担当しているお客さまのご契約状況や金銭に関する不審な点の有無の確認（以下、「お客さま確認」）を実施しております。

本日は、2026 年 8 月末時点のお客さま確認の進捗状況等についてお知らせいたします。

1. お客さま確認の進捗状況

お客さま確認について、対象となる約 280 万人のうち、専属代理店が担当している約 9 万人のお客さまに対する弊社からのご案内およびお申し出に対する調査は概ね完了しており、事実確認の結果は後記「2.（2）専属代理店（プレミア・エージェンシー）が担当するお客さまに関する確認状況」に記載しております。また、弊社営業社員が担当している約 271 万人のお客さまに対する弊社からのご案内は予定どおり進捗しており、そのうち事実確認まで完了した事案は後記「2.（1）営業社員が担当するお客さまに関する確認状況」に記載しております。ご連絡等の方法と概要は以下のとおりで、ご連絡がつかないお客さまには、郵送や電話など複数の手段によりご連絡を継続するとともに、お客さまからのお申し出についても順次確認してまいります。

<ご連絡等の方法と概要>

E メール：2026 年 5 月から 7 月に約 286 万通を送付

通知（郵送）：2026 年 4 月から 8 月に約 166 万通を送付

電話：2026 年 5 月から 8 月に約 30 万名に架電

弊社公式ウェブサイトでの注意喚起：2026 年 6 月 3 日より特設ページを公開し、不審な金銭の取扱い等に関する確認を実施している旨を掲載

¹ 2026 年 4 月 24 日公表「不正事案の未然防止・早期発見に向けた弊社の取組について」
https://www.sonylife.co.jp/company/news/2026/files/260424_oshirase.pdf

² 2026 年 5 月 28 日公表「不正事案の未然防止・早期発見に向けた弊社の取組進捗について」
https://www.sonylife.co.jp/company/news/2026/files/260528_oshirase.pdf

2. 金銭に係る不適切行為の確認状況（2026年8月4日公表³後に判明した事案）

（1）営業社員が担当するお客さまに関する確認状況

営業社員が担当するお客さまへの確認等により受け付けたお申し出について、事実確認を行った結果、現時点で保険業務に関連する金銭詐取を2名の元営業社員が行っていたことが判明しました。事案の概要は以下のとおりです。また、お客さまへの投資話の持ち掛けや、金銭の借り受けといった不適切な金銭の授受を2名の元営業社員が行っていたことも判明しました。

被害にあわれたお客さまに対しては、お客さまの保護と弊社の社会的責任に鑑み、個々の状況を慎重に検討し、弁護士等外部の専門家の見解を確認したうえで、真摯に対応してまいります。なお、営業社員の在職中の行為については、社内規定に基づき厳正な処分を行いました。

① 保険業務に関連する金銭詐取事案

区分	関わった 営業社員数	被害にあわれた お客さま数	営業社員が 受け取った金額
お客さま確認による判明分	2名	6名	約2,190万円
（参考）既に公表した事案を含む累計	4名 ^{*1}	21名	約5,640万円

^{*1} 既に公表した事案については、公表後の調査にて判明した金額の増減を含みます。具体的には、2026年8月4日公表の事案①において、13名のお客さまから約3,300万円の金銭を受け取っていたことが判明しています。

事案の概要 i

発生時期	・2021年6月～2023年10月
被害状況	・5名 約920万円
営業社員の 所属	・千葉ライフプランナーセンター第5支社<千葉県>に所属していた 元営業社員（50代男性）
概要	・弊社保険契約の面談の際等に弊社取扱商品以外の投資・運用を名目 として金銭を預かったが、当初から当該金銭を投資・運用に充てる 意思はなく、実際には私的な用途に使用したものの。

³ 2026年8月4日公表「弊社元営業社員による不正事案について」。詳細は末尾の参考資料をご参照ください。
https://www.sonylife.co.jp/company/news/2026/files/260804_oshirase.pdf

事案の概要 ii

発生時期	・2023年4月～2024年11月
被害状況*2	・1名 約1,270万円
営業社員の所属	・姫路ライフプランナーセンター第2支社<兵庫県>に所属していた元営業社員（40代男性）
概要	・「別の商品に入れ替える」と騙って、弊社保険契約の解約等を促し、弊社から支払われた解約返戻金の一部を原資とする金銭を預かったが、実際には私的な用途に使用したものの。

*2 その他にも、同様の手法により複数のお客さまから金銭を詐取していた疑いがあり、調査を進めています。

② 保険業務に関わらない不適切な金銭の授受（投資または儲け話を持ち掛けて金銭を受け取った行為・お客さまから金銭を借り受けた行為）

区分	関わった営業社員数	被害にあわれたお客さま数	営業社員が受け取った金額
お客さま確認による判明分	2名*3	3名	約550万円
（参考）既に公表した事案を含む累計	6名*3	17名	約12,420万円

*3 うち1名は「①保険業務に関連する金銭詐取事案」と同一人物です。

（2）専属代理店（プレミア・エージェンシー）が担当するお客さまに関する確認状況

専属代理店が担当するお客さまへの確認等により受け付けたお申し出について、専属代理店に事実確認を行った結果、保険業務における金銭不祥事や保険業務に関わらない不適切な金銭の授受はございませんでした。一方、専属代理店との委託契約の中では弊社が委託した代理業以外を行う場合には事前に届け出を行うこととし、弊社も届け出を受けて確認するプロセスとしていたところ、7つの専属代理店が、弊社への事前の届け出なく、弊社の取扱商品以外の投資商品やその取扱業者等をお客さまに紹介していたことが判明しました。

2026年4月24日に公表したとおり、専属代理店制度については廃止を決定しておりますが、引き続き代理店および募集人に対し厳正な対応を行ってまいります。

3. 次回の進捗報告について

お客さま確認について、弊社からのご案内は概ね完了しておりますが、ご連絡がつかないお客さまには、複数回のEメールでのご案内、ならびに通知（郵送）および電話による確認を実施しており、すべてのお客さまへの確認が完了する時期は、2026年11月末を見込んでおります。現在、慎重に確認を進めており、次回は2026年12月中旬を目途に、その時点におけるお客さま確認の結果や、再発防止策、お客さま対応の状況等を公表する予定です。

4. 不正事案の未然防止・早期発見に向けた取組の更なる強化について

不正事案の未然防止・早期発見に向けた取組の更なる強化については、お客さま確認の結果を踏まえ、原因分析、再発防止策の検討を進めておりますが、2026年5月28日に公表したとおり、営業活動やお客さま対応が特定の担当者だけに依存することにより、属人的かつ閉鎖的な関係が生じることが、お客さま保護および金銭不祥事や不祥事故の未然防止の観点から重要なリスクとなり得るものと認識し、お客さまと営業社員の「密室化」を防ぐべくお客さまと本社との直接的かつ継続的な接点の拡充に取り組んでおります。

具体的には、「1. お客さま確認の進捗状況」のとおり、弊社営業社員が担当している約271万人のお客さまに対してEメール、通知（郵送）および電話の複数の手段でご案内をお送りすることで、お客さまのご契約状況を確認するとともに、お客さまと本社の接点の再強化を図っております。今後も、お客さま保護の更なる強化および金銭不祥事や不祥事故の未然防止・早期発見を目的として、すべてのお申し込みについて、本社からもご契約内容やお客さまのご意向、申込手続の適切性を電話で確認するとともに、複数の連絡手段を通じた本社からの定期的な連絡により、注意喚起を強化するなど、保険加入時から加入後に至るまでのすべての局面で、本社コンタクト機能の強化を図る取組を進めてまいります。

また、2024年11月より、お申し込み時に、弊社営業社員がご案内できる（またはご案内できない）商品・サービス等を明確にお示しする「権限明示」を必須としておりますが、今後は、手続のデジタル化を通じて、お客さまを担当する営業社員が保有する権限や取扱可能な業務範囲を担当者ごとに分かりやすく表示するなど、取扱ルールに関する説明の充実を図るとともに、動画を活用した手続を導入することで、お客さまの理解促進につながる取組も進めてまいります。

なお、弊社は金融庁より保険業法第129条第1項に基づく立入検査に係る通知を受領しております。弊社は、立入検査を厳粛に受け止め、真摯に対応してまいります。

5. お問い合わせ窓口

弊社営業社員および弊社募集代理店に所属する保険募集人との間で①から③までのいずれかに該当することがございましたら、弊社カスタマーセンターまでご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ① 保険契約のお手続時またはお手続後に、現金または弊社名義以外の銀行口座等への振込等で、担当者に金銭を渡したことがある。
- ② 担当者から弊社取扱商品以外の投資話を持ち掛けられたことがある。
- ③ 上記以外に気がかりなことや不審に思うことがある。（例：金銭貸借や特別な利回りを謳うこと、私的口座への振込指示など）

【お客さまご相談窓口】

ソニー生命保険株式会社 カスタマーセンター

フリーダイヤル：0120-158-821

受付時間：9：00～17：30（日曜日、ゴールデンウィーク、年末年始を除く）

【報道関係のお問い合わせ先】

ソニー生命保険株式会社 調査広報部 広報課

電話：03-5290-6228 メールアドレス：press@sonylife.co.jp

以上

弊社元営業社員による不正事案について

ソニー生命保険株式会社（以下「弊社」）では、2026年4月より、弊社営業社員および弊社専属代理店（プレミア・エージェンシー）が担当するお客さまを対象に、ご契約内容や金銭の受け渡し等に不審な点がないかのご確認*（以下「お客さま確認」）を実施しております。

お客さま確認の進捗状況等については、2026年9月中旬を目途に公表する予定としておりますが、今回、保険業務に関連する金銭の詐取事案が2件判明し、同様の事案が他のお客さまにも発生している可能性があることから、お客さまへの注意喚起を目的として、9月中旬の公表に先立ち、本事案についてお知らせいたします。

お客さまおよび関係者の皆さまに、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。引き続き事実関係の確認を進めるとともに、再発防止およびお客さま保護に向けた対応に全力で取り組んでまいります。

なお、お客さま確認については、対象となる約280万人のお客さまに対する弊社からのご案内は概ね完了しており、予定どおり進捗しております。ご連絡がつかないお客さまには、郵送や電話など複数の手段によりご連絡を継続するとともに、お客さまからのお申し出についても順次確認してまいります。

* 不正事案の未然防止・早期発見に向けた取組については、弊社ホームページ

(<https://www.sonymlife.co.jp/info/popup/torikumi.html>) をご覧ください。

1. 今回判明した事案の概要について

事案①

発生時期	・2024年4月
被害状況	・1名、100万円
元営業社員の所属	・千葉ライフプランナーセンター第5支社<千葉県>に所属していた元営業社員（50代男性）
発覚の経緯	・2026年7月の「お客さま確認」によるお申し出により発覚
概要	・持株会でソニーフィナンシャルグループ株式会社の未公開株へ投資できると騙って、弊社保険契約の解約を促し、弊社から支払われた解約返戻金の一部を原資とする金銭を預かったが、実際には詐取したものの。 ・被害金額については、当該元社員よりお客さまへ返金済。

※その他にも、同様の手法により複数のお客さまから金銭を詐取していた疑いがあり、調査を進めています。

※持株会は社員向けの福利厚生制度であり、社員以外は加入できず、また未公開株の取扱もありません。

事案②

発生時期	・ 2025 年 9 月
被害状況	・ 1 名、50 万円
元営業社員の所属	・ 新宿ライフプランナーセンター中央第 3 支社<東京都>に所属していた元営業社員（40 代男性）
発覚の経緯	・ 2026 年 6 月の「お客さま確認」によるお申し出により発覚
概要	・ 弊社取扱商品以外の投資・運用を名目として弊社保険契約の減額を促し、弊社から支払われた解約返戻金を原資とする金銭を預かったが、実際には詐取したもの。 ・ 被害金額については、当該元社員よりお客さまへ返金済。

2. 問い合わせ窓口

弊社営業社員および弊社募集代理店に所属する保険募集人との間で①から③に該当することがございましたら、弊社カスタマーセンターまでご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ① 保険契約のお手続時またはお手続後に、現金または弊社名義以外の銀行口座等への振込等で、担当者に金銭を渡したことがある。
- ② 担当者から弊社取扱商品以外の投資話を持ち掛けられたことがある。
- ③ 上記以外に気がかりなことや不審に思うことがある。（例：金銭貸借や特別な利回りを謳うこと、私的口座への振り込み指示など）

【お客さまご相談窓口】

ソニー生命保険株式会社 カスタマーセンター

フリーダイヤル：0120-158-821

受付時間：9：00～17：30（日曜日、ゴールデンウィーク、年末年始を除く）

【報道関係のお問い合わせ先】

ソニー生命保険株式会社 調査広報部 広報課

電話：03-5290-6228 メールアドレス：press@sonylife.co.jp

以上